相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市三条通五丁目左二号、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　柴田アイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

北海道旭川市旭町二条六丁目一二番地の七四オークヒルズ2・6　四〇二号室　相続財産管理人　**柴野**　庸司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道川上郡弟子屈町湯の島二丁目一二〇番地、最後の住所北海道川上郡弟子屈町美里四丁目二番二七号　被相続人　亡　髙橋　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

釧路市幸町六丁目一番地二号　AKビル　相続財産管理人　弁護士　久保田庸央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区真城字中林下二三五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　今野　年男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地　相続財産管理人　加藤　文郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東村山郡中山町大字長崎一六九番地、最後の住所山形市双月町二丁目三番一一―二〇六号　ダイヤモンドメゾン双月　被相続人　亡　縄野　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

山形市旅篭町二丁目一番三六号　相続財産管理人　弁護士　武田　正男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区内谷五丁目二八番、最後の住所栃木県大田原市南金丸一五〇二番地一　被相続人　亡　石原　喜夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

事務所栃木県大田原市末広一丁目一番三二号三浦ビル二階　潮田賢治法律事務所　相続財産管理人　弁護士　潮田　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡児玉町大字児玉二一八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古浦　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

埼玉県熊谷市筑波二丁目一三番地加賀崎ビル二階一号波多野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　波多野孝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市文京二丁目五番、最後の住所千葉県木更津市請西東二丁目一〇番地三　被相続人　亡　嶋田　康史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号　かずさ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　堤　一之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市上香貫九十九洞二四二二番地二、最後の住所静岡県沼津市上香貫九十九洞二四二二番地の二　被相続人　亡　鈴木　孝芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

事務所静岡県沼津市御幸町一七―一〇あさひ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市愛国三九番地、最後の住所静岡県庵原郡蒲原町神沢一三七四番地の六　被相続人　亡　安**藤**　高志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

静岡県沼津市市場町八番一五号　相続財産管理人　弁護士　平岩　哲行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市網代二二八番地、最後の住所静岡県熱海市下多賀五九〇番地の一六　被相続人　亡　諸菱　昌昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

静岡県伊東市銀座元町六番一七号　相続財産管理人　弁護士　鳥井　明典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市朝府町一七番、最後の住所愛知県稲沢市朝府町一七番一―三〇六号　被相続人　亡　和地　吉春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

名古屋市中村区名駅三―二三―六第二千福ビル八階小川総合法律特許事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　通記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区折戸町三丁目五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉用　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

名古屋市中村区名駅三―二三―六第二千福ビル八階小川総合法律特許事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　通記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市海道町一丁目一五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**稲**垣　敏秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

三重県津市羽所町三四五津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　**北**薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田中大路町七番地、最後の住所京都市左京区一乗寺向畑町二六番地　被相続人　亡　赤星　杜生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

京都市中京区東洞院竹屋町下ル竹屋町法曹ビル三階　相続財産管理人　濱田　次雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県神石郡神石高原町高蓋甲一四七〇番地、最後の住所広島県三原市久井町江木一六一番地一　被相続人　亡　髙原タカヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月二十日

広島県三原市糸崎七丁目一五番一号、事務所広島県三原市糸崎七丁目一八番一号　相続財産管理人　司法書士　安藤　由紀